

# お知らせ

## 新型コロナウイルス感染拡大対策 に係る兵庫県交付の「身体障害者手帳」 の「再認定年月」の取扱について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にあたっては、一人ひとりが外出を自粛し、他者との接触機会を少なくすることが必要です。一方で、身体障害者手帳を所持する人が、医療機関の受診を回避することにより、再認定の手続きにおいて不利益が生じることがあってはなりません。

このため、兵庫県では、「令和2年3月から令和3年2月の間に、兵庫県交付の身体障害者手帳の再認定を迎える人を対象に、再認定年月を1年間延長できる」こととしました。

なお、この取扱は、この期間に再認定を迎える方に対し、手帳記載の再認定年月での申請を妨げるものではありません。ご自身の体調と感染症の状況をご確認いただき、医療機関を受診できる方は、所定の手続きを進めてください。

### 記

#### 1 対象者

兵庫県交付の身体障害者手帳の「再認定年月」が令和2年3月から令和3年2月までの人

#### 2 延長を行う期間

兵庫県交付の身体障害者手帳に記載された「再認定年月」に1年を加えた期間

(例) 手帳の再認定年月が令和2年7月 → 令和3年7月

#### 3 再認定年月の延長の申請手続き（希望者のみ）

① 県ホームページから「延長決定申請書」をダウンロード

(各検索サイトにて『兵庫県 コロナ 身体障害者手帳 再認定』で検索)

② 印刷、記入し、所持されている身体障害者手帳のコピーを添付のうえ、県立身体障害者更生相談所に郵送してください。

③ 県立身体障害者更生相談所から延長決定書を送付します。

※ 神戸市・姫路市・西宮市・尼崎市・明石市にお住まいの方は、各市にお問合せください。

兵庫県立身体障害者更生相談所

〒651-2134 神戸市西区曙町 1070

TEL：078-927-2727(代表) 内線3307、3308